

## 和歌山市手話言語条例素案

### (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を普及させ、地域において手話が使われやすい環境を整備するため、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、聾者と聾者以外の者が共生することのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であり、聾者が大切に伝承し、育んできたということを理解されなければならない。

2 手話についての理解及び手話の普及は、手話を必要とする人が手話により意思の疎通を円滑に図る権利を有していること及びその権利を最大限尊重することを基本として、行われなければならない。

### (市の責務)

第3条 市は、市民及び事業者の手話に対する理解の促進を図り、手話が使われやすい環境を整備するために、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話についての理解の推進及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話を必要とする市民の手話の獲得及び習得に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

### (市民等の役割)

第4条 市民及び事業者は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努めるものとする。

### (施策を推進するための方針)

第5条 市長は、第3条各号に規定する施策を推進するための方針を定めるものとする。

2 市長は、前項の方針を定めようとするときは、聾者、手話通訳者その他の関係者の意見を聴くものとする。

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 施策の推進方針(案)

### 1 趣旨

市長は、和歌山市手話言語条例第5条の規定に基づき、手話に関する施策の基本方針を定めるものとする。

### 2 施策の推進方針

(1) 手話についての理解の推進及び手話の普及に関すること。

ア 市民への広報啓発

イ 学校での啓発

(2) 手話を必要とする市民の手話の獲得及び習得に関すること。

ア 手話サークル等の周知

イ 市民向け手話講座の開催

(3) その他

前号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策。

### 3 推進会議の設置

市長は、手話に関する施策の実施状況について意見を聴くため、和歌山市手話施策推進会議を設置する。